

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、都心から30kmという交通の利便性の高さと豊かな自然環境が調和した、首都圏有数の住宅都市として発展し、県南西部地域の中心的な都市として県経済発展の一翼を担ってきた。

人口は、現在約34万人で、これまで増加傾向にあったものの、将来の推計人口は、本市が行った推計によると、人口減少の傾向が今後も継続する見込みであり、年少人口と生産年齢人口は減少傾向、老年人口は、増加傾向で推移することが予想されています。

1万ほどある本市の事業所数は、近年は、ほぼ横ばいで推移しており、産業3分類別では、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加する傾向にある。

事業所の規模で見ると、全体の約6割が従業員10人未満であり、人手不足とも重なり、本業の維持に手一杯で新たな製品やサービスの開発に手が回らない事業所が多い状況にある。また、小規模事業所が多い本市においては、経営者や従業員などの高齢化が進んでおり、将来の産業振興を担う人材の不足が見込まれている。

そうしたことから、財務、技術、人材育成、職場環境の充実や事業承継等、各側面から総合的に支援し、安定的な経営を支えていくことが喫緊の課題となっている。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、総合的な経営支援及び更なる地域経済の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、2年間の合計件数で24件を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者は、中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

本市の産業は、各産業の中小企業者がバランスよく混在し、あらゆる業種において生産性向上の可能性があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等

経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等のすべてとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

本市の産業は、中小企業者が市内各地区に点在していることから、本計画の対象区域は本市全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、各産業の中小企業者がバランスよく混在し、あらゆる業種において生産性向上の可能性があることから、すべての業種及び事業を本計画の対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）の滞納があるものは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。